

# 原爆投下決定における「公式解釈」の形成と

ヘンリー・スティムソン

中 沢 志 保\*

## Henry L. Stimson and the Creation of the Orthodox Position on the Use of the Atomic Bomb

Shiho Nakazawa

**要 旨** 原爆投下をめぐる問題は、戦後60年余りが経過した現在においてもなお、歴史家や国際政治学者などの重要な研究対象となっている。また、アメリカ国内の状況に注目すると、この問題の理解において、アメリカ政府および一般世論と研究者との間に大きな隔たりが存在することが分かる。アメリカの政府や国民の多くは「原爆投下は戦争を早期に終結させるために導入された正当な手段だった」と主張する。これがいわゆる公式解釈と称される立場である。これに対して、それぞれの研究視点からこの公式解釈を批判し再検討するのが研究者の立場である。

本稿は、公式解釈の形成に多大な貢献を果たしたと言われるヘンリー・スティムソン（原爆投下時の陸軍長官）の論文と回顧録の内容を考察するものである。公式解釈に対する批判から出発したはずの原爆投下決定に関するこれまでの研究を吟味すると、これらの先行研究がスティムソンの論文ないし回顧録を十分に考察しきれていないことに気づくからである。この論文と回顧録を再検討することにより、公式解釈の前提、およびその後の諸研究の基盤を検証しなおすことができると考える。

キーワード 原爆投下決定 公式解釈 スティムソン

### I はじめに

広島と長崎への原爆投下をめぐる問題は、21世紀を迎えた現在においても古びたテーマになっていない。「なぜ原爆は投下されたのか?」「原爆投下以外に手段が無かったのか?」「誰がどのように原爆投下決定に関わっていたのか?」「市民が居住する都市がなぜターゲットになったのか?」「原爆の使用は正当化されるのか?」などといった疑問がたびたび提示され、この問題が依然としてホットな論争を呼ぶテーマであることが確認できる。

戦中・戦後初期におけるアメリカの原子力政策を研究テーマに持つ筆者にとって、原爆投下決定をめぐる研究の動向は、当然重要な検討課題のひとつとなる。この研究は原爆投下とほとんど同時に始まり、現在まで絶え間なく続いている。研究者の間でどのような議論がなされてきたかは次節で詳説するが、本稿の主旨はアメリカの原爆投下決定における「公式解釈」の内容を考察すること

\* 本学教授 国際関係学

にある。

原爆投下決定における公式解釈とは、「原爆投下は、戦争の終結を早め、予定されていた日本への上陸を無用にし、結果として多くの米兵の命を救ったゆえに正当であった」とする解釈である。原爆の使用を正当化する公式解釈は、原爆投下の直後に打ち出され、歴代のアメリカ政府はこの立場を踏襲してきたと言える。そして、戦後60年余りを生き延びたこの強固な解釈の起源は、戦後初期のアメリカ政府関係者の説明に見出すことができる。特に、「原爆投下決定に関する最初の権威ある説明で、その後少なくとも20年間は原爆投下の決定的説明として機能した」<sup>1)</sup>と評されるヘンリー・スティムソン (Henry L. Stimson) の論文<sup>2)</sup>が、公式解釈を形成する上で重要な役割を果たした。スティムソン自身がどのような思いで、この論文を書き残したかは別として、彼の説明が結果的にアメリカ政府の公式解釈を完成させたという点において、異論を挟む研究者は筆者の知る限り存在しない。

ある意味では、原爆投下をめぐる諸研究は、スティムソン論文を吟味・再検討するところから出発したと言ってもいいだろう。本稿が戦後初期のスティムソンの論文および同時期に執筆された回顧録<sup>3)</sup>を再検討するのは、その後の一連の諸研究を考察する上で、それらの研究の基盤を検証しなおす必要があると考えるからである。なお本稿では、上記の論文と回顧録の内容を比較・検討することに力点を置き、それらが執筆された背景に関しては次の研究テーマとしたい。

## II 原爆投下決定に関する先行研究

アメリカの原子力行政の一端を担う原子力規制委員会 (the U.S. Nuclear Regulatory Commission)<sup>4)</sup>の歴史家ウォーカー (J. Samuel Walker) は、この分野の研究史を1996年に発表した<sup>5)</sup>。また同時期に、原爆投下をめぐる研究のリーダー的存在のひとりであるバーンスタイン (Barton J. Bernstein) は、この分野の諸研究を概観しつつ主要な論点を解説している<sup>6)</sup>。日本の研究者による研究史研究では、立花誠逸が『歴史学研究』に発表した論文<sup>7)</sup>が評価できる。本節では、主として以上の研究者の分析を参考にして、原爆投下決定をめぐる研究の先行研究を整理してみたい。なお本節で扱う文献に関しては、基本的には、原爆投下当時政策決定部内にいた人物による記述、あるいはそのような一次資料を駆使した上での実証研究として一定の評価を得ているものに限定している。原爆開発史自体に焦点を合わせた研究<sup>8)</sup>、政府高官ではあっても原爆の投下決定に直接的かつ重大な影響は持たなかった者たちによる回顧録の類<sup>9)</sup>、および広い読者層を持つ著書であっても歴史研究を十分踏まえていないと判断できる文献<sup>10)</sup>などは除外した。

原爆投下をめぐる研究は、大別すると1) 公式解釈、2) 公式解釈を否定し、原爆投下の政治的意味を強調する修正主義的解釈、3) 1)および2)の解釈を検証し直し、両者を部分的に採用しつつ新たな解釈を加える立場、の3つのグループに分かれると筆者は考える。これらの研究は、常に同時並列的に存在してきたわけではなく、それぞれ歴史的な背景を反映して展開されてきたことは言うまでもない。また、この3タイプがこの研究分野で固定的な類型をなしているわけでもなく、当然のことながら相互に重複する論点を含んでいることもある。このような類型化は、先行研究の大筋を把握するために、筆者が便宜的に採用しているに過ぎないことをあらかじめ述べておき

たい。

公式解釈は、具体的には a) スティムソン論文などが確立したアメリカ政府の公式解釈、b) 一次資料を用いた初の本格的な研究であるフェイス (Herbert Feis) の1960年代の研究、c) 1995年の原爆展論争<sup>11)</sup>の際に退役軍人が中心となって再出現させた公式解釈、などといった形で現れた。スティムソン論文などに関しては次節以降で考察する。また1995年の公式解釈の復活に関しては、筆者の別の論文<sup>12)</sup>を参照していただくこととして、ここではフェイスの研究に触れておきたい。

政府の関係文書を使って初めてまとまった研究をおこなったのが、戦中・戦後初期においてアメリカの高官と有力なコネを持ったフェイスであった。フェイスは、1930年代当時フーヴァー政権下で国務長官であったスティムソンの目に留まり、国務省の経済顧問となった。そして、フランクリン・ローズヴェルト政権下では陸軍長官となったスティムソンの特別補佐官となり、同じくスティムソンの私的補佐官で、ケネディ、ジョンソン両政権下で安全保障担当の補佐官を務めたバンディ (McGeorge Bundy) とも親しかった。したがって彼は、政府の関係文書へのアクセスが比較的容易だった一方、アメリカ政府に批判的な歴史研究は極めて困難な立場にあったと想像できる。

フェイスは、1961年に発表した研究<sup>13)</sup>において、「原爆投下はアメリカ政府がいかに日本を敗北させるかという文脈で選択された政策だった」のであり「広島、長崎への投下決定はとがめられるべきものではない」と結論付けた。原爆投下が戦争終結のために導入された手段であった以上、それを決定した政府を批判できないという論調が、公式解釈と一致していたことから、立花らは彼を「正当派」歴史学者と呼ぶ。しかし、バーンスタインは、フェイスが「原爆を投下しなくても、またソ連の参戦がなかったとしても、日本は、1945年11月に予定されていた九州上陸作戦の前には降伏していたであろう」とする戦略爆撃調査 (Strategic Bombing Survey) の報告結果 (1946年公開) を受け入れていた点を指摘する。つまり、フェイスの立場は「原爆は不必要であったとしてもその使用は正当化しうる」となる。フェイスの研究はまた、細部において矛盾する論旨を持っていたが、全体的には政府の公式解釈とほぼ一致する内容だったので、戦後しばらくは、正確に言うところアルペロヴィッツ (Gar Alperovitz) の研究が発表されるまでは、その欠陥が見逃されていたとバーンスタインは分析する<sup>14)</sup>。

第二の立場、すなわち公式解釈を否定する立場は、1960年代アルペロヴィッツによって確立されたと言ってもいいだろう。1965年に著されたアルペロヴィッツの『原爆外交』<sup>15)</sup>は、原爆論争に火をつけるような役割を果たした。彼は、公開されたばかりの『スティムソン日記』<sup>16)</sup>を多用した博士論文を改訂して同著を著した。研究姿勢は、冷戦の起源を再検討するいわゆる「修正主義」の立場に立つもので、トルーマン政権によっていかに冷戦状況が作り上げられていったかという視点で国際政治を分析した。彼の論点をかいつまんで挙げると、1) トルーマン大統領は、ソ連との折衝 (具体的にはポツダム会談) を原爆完成時まで引き延ばした。2) 原爆の完成は、ポツダム会談での戦後処理に関するトルーマンの決定を左右した。3) トルーマン政権は、日本降伏後数ヶ月間、対ソ外交において、原爆保有国の優位な立場を政治的に利用する「原爆外交」を展開した。4) 原爆は戦争を終結させるのに必要ではなかった。5) 原爆投下は、第一義的にソ連をけん制する目

的でおこなわれた。

原爆は戦争終結のためでなく、ソ連を脅かす目的で使用されたというアルペロヴィッツの結論は、言うまでも無くアメリカ政府の公式解釈を全面否定するものであった。終戦直後にもアルペロヴィッツと似た論調の見解が存在したが<sup>17)</sup>、それらはジャーナリストなどの半ば「直感的な」所見にとどまっていた。アルペロヴィッツは20年後の1985年、この時は公開されたトルーマン大統領の『ポツダム日記』<sup>18)</sup>を駆使して、若干の新たな視点を加え<sup>19)</sup>、しかし全体としての論調はほとんど65年版を踏襲した『原爆外交』の改訂版<sup>20)</sup>を著した。膨大な関係文書を駆使することによって高水準の学問的価値を備えた彼の著書は、この分野の研究を飛躍的に進展させたのである。

1970年代以降の研究は、政府の公式解釈、およびそれと正反対の立場をとるアルペロヴィッツの両者の解釈を再検討するものである。筆者が分類するところの第三の立場である。政府の公式解釈にもアルペロヴィッツの修正主義的解釈にも批判的なこの研究者グループの代表は、国際政治学者のシャーウィン (Martin J. Sherwin) と前述の歴史学者のバーンスタインである。

シャーウィンとバーンスタインに共通する研究姿勢は、アメリカの原子力政策を理解するためには、原爆開発を始めたローズヴェルト政権にまでさかのぼって考察すべきだとしている点である。アルペロヴィッツがトルーマン大統領と数名の側近の言動に研究対象を絞っていることへの批判とも受け止められる。また両者は、ローズヴェルト政権下の政策決定者にとって、原爆はまだ完成の確証もない未知の兵器であったが、戦時兵器として開発している以上、完成したら使用するという前提を彼らは了解していたと指摘する。そして、1945年4月に急死したローズヴェルトの後を引き継いだトルーマンと彼の政権は、この前提を再検討しなかったというのである。バーンスタインはこの点をさらに強調し、トルーマン大統領は、正確には原爆投下を「決定」したのではなく、ローズヴェルト政権下で了解された「前提」を回避する理由を見出せなかったのだと説明する。

シャーウィンとバーンスタインはまた、原爆投下が第一義的には戦争の早期終結のために政策決定者によって導入されたのだらうと推定している点でも一致する。トルーマン政権内に強い反ソ姿勢が存在したことを否定しているのではないが、それが原爆投下の決定的な動機にはならなかったと主張するのである。彼らは、原爆を投下することによりソ連から外交上の譲歩を引き出すという発想は、二次的ないし「ボーナス的」<sup>21)</sup>効果として存在していたに過ぎないと説明する。アルペロヴィッツの結論とは対照的である。

ここで注意しておかなければならないことは、彼らは、当時の政策決定者が原爆投下を決めた(あるいは回避しなかった)第一義的な理由を、戦争の早期終結のためと結論付けたが、原爆投下が実際に戦争の早期終結をもたらしたとは考えていないということである。つまり、原爆投下は早期に戦争を終結させるためには(ましてや上陸作戦を回避するためには)不要であったと述べているのである。両研究者は、原爆以外の方法(降伏条件の緩和など)でも戦争を終わらせることが出来たと指摘しているし、シャーウィンはさらに踏み込んで、原爆投下以外の選択を回避したことがむしろ終戦を遅らせる結果を招いた可能性があるかと述べている<sup>22)</sup>。両者が公式解釈の唱える「戦争の早期終結」という理由を無批判に繰り返しているのではないことを確認できる。

バーンスタインが公式解釈とアルペロヴィッツの修正主義的解釈の両方に対して、手厳しい批判

を加える理由は、両解釈が歴史学者の警戒する「遡及」的発想を備えているからではないかと筆者は考える。公式解釈は、原爆投下の正当性を説明するために、戦後形成されたものである。公式解釈が、原爆投下に関わった政策決定者の説明で裏づけされたとしても、それが原爆投下当時の政策決定部内の状況を忠実に再現しているとは限らない。つまり、国際社会が原爆の国際政治上の意味合いを十分認識できるようになった戦後初期の時点において、想定された原爆投下へ批判をあらかじめ封じ込めるといった思惑が、公式解釈を誕生させたという側面が否定できないのである。したがって公式解釈は、戦後の視点から、ある程度脚色した1945年当時のアメリカ政府内の状況を再現したものであると考えた方が正確であろう。

アルペロヴィッツの研究は、このような公式解釈への正面からの挑戦であった。にもかかわらず、彼の研究姿勢には公式解釈と同様に「遡及」的発想がある。アルペロヴィッツら修正主義的立場をとる研究者は、アメリカ政治を冷戦の起源という視点から再検討する分析方法を採用している。彼の主張は、原爆投下という政策決定が、冷戦の展開という流れの中で、意図的かつ排他的に採用されたというものである。バーンスタインによれば、原爆投下がアメリカの冷戦外交に計画的に組み込まれた政策であったとするアルペロヴィッツの結論は、先入観を排した分析後にもたらされたものではなく、あらかじめ設定されていたものになる。したがって、すべての資料分析や解釈は決められた結論を導くための材料となり、結果的に歴史認識をゆがめているのではないかと彼は批判するのである。

以上のような複数の研究者による研究史概説から、現在（正確には1990年代半ば）原爆投下問題を再検討する研究者の間ではほぼ合意に達している点を、以下のように抽出できる。アメリカの一般国民の間では、政府の打ち出す公式解釈が依然として広く受け入れられていることを考えると、研究者の間での「常識」は、アメリカ世論の「常識」からかなり離れていることが確認できる。

- a) 原爆の投下は、日本への上陸作戦を避けるためにも、早期に戦争を終結させるためにも必要ではなかった。
- b) 原爆に代わる措置は存在していたし、トルーマン大統領も彼の周囲にいた者もそれを知っていた。
- c) 研究者の何人かは、原爆以外の選択肢をとったほうが、もっと早く戦争が終結していたかもしれないと推定する。
- d) 原爆投下によって回避されたとされる犠牲者の公式解釈での推定数「50万人」あるいは「百万人」には根拠がない。
- e) 原爆がなぜ使用されたかに関しては、アルペロヴィッツ的な説明（戦争終結のためでなく、政治的目的が第一義的）を純粋に受け入れる研究者は少数である。しかし、ほとんどの研究者が戦争を終わらせるという軍事的理由のほかに、原爆投下の政治的影響力を認めている。加えて、原爆製造計画が巨額の予算と貴重な資源を使い、議会の承認も得られていない極秘計画であったがゆえに、トルーマン政権は使用以外の方法で原爆の存在を開示できなかったのだという国内政治的な状況も、二次的理由として指摘される。

1990年代以降の研究は、原爆投下決定全体のプロセスを扱うものではなく、これまでの研究の

隙間を埋めるような個別論点に焦点を絞ったものが多い。この中で特に注目に値するのは、スティムソン論文の再検討、ないし公式解釈の形成プロセスの再検討である。前にも述べたように、筆者もまた公式解釈の形成過程は再検討に値すると考える。しかしその前段階として、公式解釈自体の再検討が必要だと考える。特に、スティムソン論文と回顧録は頻繁に引用されているにもかかわらず、綿密な分析が十分尽くされてきたとは言い難い。

### Ⅲ スティムソン論文の概略

公式解釈の基盤を形成したと評されるスティムソン論文（以下、「論文」と省略）は、公職を退いた元陸軍長官のスティムソンが『ハーバース』誌（1947年2月号）に投稿したものである。本節では、「原爆の投下決定（“The Decision to Use the Atomic Bomb”）」と題する「論文」の要点を確認する。そして次節においては、「論文」を同時期に出版されたスティムソンの回顧録（以下、「回顧録」と省略）と比較しながら、両者が公式解釈の形成とどう関わったのかを検討したい。「論文」は、前書き、3つの節、および要約から成る。本節では便宜的にこれらに番号を付す。

#### 1) 前書き

ここ数ヶ月、原爆の投下決定に対する論評が多くなされるようになった。この決定はアメリカ政府が下した最も重大なもののひとつであることを認識し、ここに、当時の政策決定者が何を考え、どう行動したのかを正確に書き記すことにした。

#### 2) 原爆製造と戦後行政の準備（1941年9月～1945年6月）

私は1941年秋から、原爆製造計画に関する政策に関わった。副大統領のウォーラス（Henry A. Wallace）、マーシャル（George C. Marshall）陸軍参謀総長、および科学行政官のブッシュ（Vannevar Bush）やコナント（James B. Conant）とともに、原子力開発に関わる政策についての最高政策グループを結成した。以降4年近く、原子力政策の主要な決定のすべてに直接関わった。

1938年ドイツで核分裂が確認されたことが、アメリカの核開発のきっかけとなった。核開発においてドイツに先行することが決定的に重要な事柄となったためである。アメリカが先に原爆を完成させれば、戦争を早期に終結させ破壊を最小限にする新しい手段を手になることになると考えられた。1941年から1945年までの間、大統領や政府内の主要閣僚の誰からも原爆を戦時使用すべきではないという言葉聞いたことは無かった。もちろん皆が、破壊的な兵器の使用に伴う強い責任（the terrible responsibility）を認識していた。しかし、当時は戦時中であった。原爆の完成と使用がわれわれの共通の目標となった。

1945年3月15日、ローズヴェルト大統領との最後の会合の機会を得た。その日の詳しい内容は日記にも記した。私は大統領に、戦後の原子力の管理について二つの考え方があることを説明した。すなわち、アメリカによる核の独占的管理と、原子力の国際管理という二つの方法である。いずれにしても原爆投下前に、アメリカは管理方法を定めるべきであることを進言した。

1945年4月25日、新任の大統領であるトルーマンに原子力開発の内容を説明した。このとき9項目の内容から成る覚書を用意した。同覚書の要点は以下の通りである。

- ① 4ヶ月以内にアメリカは人類史上最も恐ろしい兵器を完成させるだろう。

- ② この兵器は、イギリスとの共同開発の産物であったが、現在はアメリカがその生産と使用に関して支配的な立場にある。この先数年間はどの国もアメリカのレベルには追いつかないだろう。
- ③ しかし、アメリカが無期限にこの（核独占の）立場を保持できるわけではない。この分野の基本的な情報は科学者の間では常識になっているからである。さらに、より容易で安価な生産技術が開発されれば、小国や集団（組織）でさえこの開発は可能である。
- ④ 結果として、将来ひそかに開発し突然に使用するわがままな（wilful）国やグループが出現する可能性がある。
- ⑤ 技術の進歩と比べてモラルの向上が遅い世界では、現代文明崩壊の可能性すらある。
- ⑥ これまでの世界的平和機構では、この脅威をコントロールできない。
- ⑦ この兵器を開発したアメリカに明確な道義的責任（a certain moral responsibility）が課せられるのは疑いない。
- ⑧ 一方、この兵器の使用をめぐる問題が正しく解決されれば、アメリカが世界平和と現代文明を守るある一定の方向に国際社会を向かわせることができる。
- ⑨ 以上のような問題を検討するための特別委員会の設置を勧告する。

上記覚書の9番目の項目に基づいて、原爆の開発と管理に関わるさまざまな問題を検討し、大統領に進言する諮問機関である暫定委員会（the Interim Committee）が、1945年5月陸軍長官の下に設置された。私自身、バーンズ（James F. Byrnes）大統領代理（筆者注：同年7月に国務長官就任）、バード（Ralph A. Bard）海軍次官、ブッシュ、コナントの両科学行政官などで構成された暫定委員会は、1945年6月1日の会合で次のような結論を出した。

- ① 原爆は可能な限り早期に日本に対して使用されるべきである。
- ② 攻撃対象は、爆撃の被害を受けやすい住宅や建築物に囲まれた軍事施設ないし軍事工場が望ましい。
- ③ 事前警告なしの投下を勧告する。ただし、この点に関しては後にバード次官が異議を唱えた。暫定委員会は、この結論に至るまでに他の手段（事前警告の後の投下、あるいは無人地帯での原爆の示威的使用）についても熟考を重ねた。しかし同委員会は、これらの代替案は日本を降伏させる手段としては不適切と判断した。暫定委員会の結論は私自身の結論と同じだった。日本の降伏を導くためには、効果的なショック（an effective shock）が不可欠だと考えられたのである。

### 3) 1945年7月におけるアメリカの対日政策

1945年夏のアメリカの主たる政治的社会的軍事的目標は、日本の早期降伏を達成することであった。日本はこの時期、ソ連を仲介にして和平交渉を開始していた。しかし、日本の提案には植民地維持の要求が含まれており、このような提案を連合国側は真剣には受け止めなかった。日本が無条件降伏を拒否し、最後まで戦うつもりであるならば、依然としてわれわれの大きな脅威であり得た。日本の海軍と空軍は壊滅的な状況でも、陸軍はなお500万人の兵力を保有していたからである。

原爆以外の対日戦略も存在し、封鎖や戦略爆撃の強化が打ち出され、上陸作戦の準備も進められた。しかし、原爆を投下しないで上陸作戦を展開した場合、戦争は1946年の末まで続くとは推定さ

れ、その際の犠牲者は米兵だけでも100万人と見積られた。

ここで1945年7月2日に私がトルーマン大統領に提出した覚書を添付する。この覚書は、私がグルー（Joseph C. Grew）国務長官代理とフォレストル（James V. Forrestal）海軍長官との討議を経て作成したもので、ポツダム宣言の草案となったものである。同覚書は、米英中3国が日本に最後通牒を提示し、降伏条件とその後の連合国による占領を宣言する旨を提案するものであった。この降伏条件の提示に関連して、覚書には「立憲君主制の存続を認める旨を加えれば、日本が最後通牒を受諾する可能性は増す」という内容を明記した。つまり、天皇制存続の提案である。原爆の投下は、この内容を含むアメリカの最後の警告（筆者注： 実際のポツダム宣言には天皇制存続に関する言及はない）が拒絶されたときの最適の制裁（the best possible sanction）であると判断された。

#### 4) 原爆の使用

ポツダム宣言（1945年7月26日）を鈴木首相が拒否した後に、原爆は軍事都市（active working parts of the Japanese war effort）である広島と長崎に投下された。同年8月10日、天皇自身が降伏を支持する旨を明らかにし、ついで14日、日本は連合国最高司令部の占領下に入ることを受諾した。日本を降伏させたのは、明らかに原爆であった。

#### 5) 要約

私はこの論文で、原爆投下決定のプロセスを正確に説明したつもりである。私のような責任を負う者であれば、他の手段を取れなかったことを理解するであろう。戦争末期、日本の陸軍はまだ500万人の兵力を温存していた。対日戦ですでに米兵30万人が戦死していた。あくまでも日本が降伏を拒否し、上陸作戦が展開されれば、米兵の新たな犠牲者は100万人と推定された。

したがって、上陸作戦を導入する前に、日本を降伏に導くあらゆる手段を使う必要があった。上陸作戦以外の方法で具体化されたのが、天皇の活用と原爆投下であった。われわれは、日本の早期降伏を達成するために、天皇が、戦争をやめ彼を通して連合国に服従するよう日本国民に命令することを望んだ。そして、このことを可能にするためには、天皇及び側近がわれわれの要求に従う強制的な（compelling）理由が必要であった。原爆投下は、この目的を達成するための唯一の手段（a unique instrument）と判断されたのである。

### IV スティムソン論文の考察と回顧録

原爆投下を正当化する公式解釈の基礎を築いたと称される「論文」は、前節で確認したような内容を備えていた。前にも述べたように、「論文」が発表された年に、「回顧録」も出版された。「論文」と「回顧録」をあわせて検討すると、原爆投下や戦後の原子力政策に対するスティムソンの立場が明確になる。4つの項目から彼の考え方の輪郭を抽出してみたい。

第一に、「論文」および「回顧録」が、公式解釈の裏づけとして機能したことが確認できる。具体的には、「原爆投下は、日本の降伏を早期に導くために、熟考の末に採用された政策であり、実際にそれが戦争を終結させた。当時原子力政策のすべてに関与した自分がそのように説明しているのであり、同じ責任を負わされた者であれば、同じ選択を取ったであろう」という論調が公式解釈

と直結している。

第二に、スティムソンは、「論文」および「回顧録」の中で、「原爆が使用されずに日本本土への上陸が展開されていたら、甚大な被害が想定され、米兵の犠牲者は100万人にのぼると推定されていた」と述べた。低い推定数は原爆投下を正当化しないということではないだろうが、この「100万人を救った」という表現は、原爆投下を肯定するアメリカ世論の形成に大きな貢献をしたと考えられる。

この犠牲者の推定数に関しては、スティムソンの「100万人」に対して、トルーマン大統領は「50万人」<sup>23)</sup>という数値を挙げていることから分かるように、もともと一貫性が認められない。実際には実施されなかった軍事行動における犠牲者の推定であるので、ある意味では当然である。しかし、50万人にしても100万人にしても、その軍事作戦の立案時に想定された数値とあまりにもかげ離れたものであることも、バーンスタインの実証研究で明らかになっている<sup>24)</sup>。

第三に、スティムソンは、「論文」および「回顧録」で、多大な犠牲を伴う上陸作戦を避ける手段として、最も有力視されたのが原爆投下と天皇制の活用であったと説明している。また、天皇制存続に関する提案の内容と、その提案がポツダム宣言には採用されなかった経緯に関しては、「回顧録」(23章628ページから630ページ)の方により詳しい説明がある。

重要な点は、スティムソンが天皇制の存続を原爆投下に代わる手段として捉えていたのではなく、どちらも日本への上陸を回避するための政策と位置づけていたことである。そして原爆と天皇制の存続は、二者択一的でなく相互補完的な政策と受け止められていたことである。つまり、原爆投下の衝撃が天皇および日本のリベラル派を降伏の方向に導くことを期待したのであり、換言すれば、原爆の破壊力を認識した天皇を通じて日本国民を説得しようと考えていたのである。

第四に、「論文」は原爆投下と対ソ政策の関連性に直接的には言及していない。アルペロヴィッツが指摘するように、原爆投下を正当化するために、原爆の対ソ戦略的な側面が意図的に隠蔽されたのであろうか? 「論文」と「回顧録」の両方に添付されたトルーマン大統領宛の覚書(1945年4月25日)に再度振り返ってみたい。前節でみたように、スティムソンはこの覚書で、アメリカによる核の独占が不可能であり、このまま放置すれば世界的な核の拡散は不可避になること、ならびに核開発の先頭に立つアメリカが一定の方向に世界を導く「道義的責任」を有すると主張した。核を有効に管理する原子力政策を提示したのである。この核管理を実現するために彼はソ連にどう対応しようとしていたのか。

「回顧録」24章には、「論文」には記載されなかった部分がこの後に続く。スティムソンは、アメリカの原子力政策が対ソ外交と深く関係することを認識していた。彼はまた、「警察国家ソ連(the Russian police state)」との交渉が大きな困難を伴うであろうことを十分承知しながら<sup>25)</sup>、それでもなお原子力政策の面でソ連と協調していかなければならないことも認識していた。「回顧録」に転載されたトルーマン大統領宛の覚書(1945年9月11日付)がこのことを物語る。「原爆の管理のための提案」という題目で書かれた同覚書のポイントを以下に挙げる。

- ① ソ連の体制を変えることは重要だがきわめて難しい。
- ② アメリカが原爆保有国という立場を利用してソ連に体制の変化を強制することは出来ない。

なぜなら、そのような強制は、ソ連の怒りを買い、結果的にわれわれの目標の達成を困難にするからである。

- ③ 現在政府内のさまざまな場所で、ソ連のユーラシア大陸での膨張政策に対抗するために原爆を外交手段として用いよとの見解を聞くが、このような考え方は、ソ連の核保有を促し、最終的には核軍拡を引き起こす。
- ④ これ見よがしに原爆をちらつかせながらソ連との交渉を続ければ、彼らの疑惑と不信は募るばかりである。私の長年の経験で言えば、相手を信頼できる国にするには、まずこちらが相手を信頼しなければならない。
- ⑤ 原爆の管理という問題においては、ソ連との直接交渉が適切である。

このように、スティムソンの対ソ政策は戦後の核管理に向けての提案と密接に関係していた。原爆投下が対ソ外交にどのような影響を与えるかという点は考察されていないが、少なくとも、核保有国の優位を振りかざしてソ連に政治的譲歩を求める「原爆外交」的なアプローチに対しては、スティムソンは批判的であったことが読み取れる。

公式解釈の基礎を築いたと言われる「論文」と「回顧録」は、以上のような内容を持っていた。公式解釈を批判・再検討する形で、戦後の原爆投下決定に関する研究が進められたことはすでに述べた。しかし、このような先行研究はこの公式解釈を的確に捉えていたであろうか？筆者は、原爆投下に関する研究を確実に進めていくためにも、この大前提を確認しておく必要があると考える。

## V 結びにかえて

繰り返し述べているように、本稿は、原爆投下決定に関する諸研究の出発点であるスティムソンの「論文」および「回顧録」を再検討するものである。また、公式解釈の検証作業において、何が考察され、あるいは何が考察されてこなかったのかを明確にすることも本稿の目的である。前節で、原爆投下や戦後の原子力政策に対するスティムソンの立場を4項目の観点から確認した。この4項目において、どのような研究が展開されてきたかを確認して本稿を締めくくりたい。

最初に、公式解釈を裏づけたと評される「原爆は戦争の早期終結のため、熟考の末採用されたもので、実際原爆が戦争を終結させた」という内容に関してであるが、この説明の妥当性に関しては検討に続く検討が施されてきた。具体的には、①原爆投下の第一義的目的は、戦争の早期終結のためであったのか、②原爆投下の決定過程では、戦争終結のための他の手段の検討も含めて、十分な論議がなされたのか、③原爆投下が実際に戦争を終結させたのか、といった論点が先行研究のテーマとなった。大まかにまとめれば、「正当派」の歴史家フェイスは、①②に関しては肯定し③については否定した。「修正主義」の立場をとるアルペロヴィッツは①②③すべてに関して否定的で、歴史研究の分析方法にこだわるバーンスタインらは、①についてのみ肯定的である。研究者の見解はこのように多様であるが、研究は十分に蓄積されつつあると言えよう。

第二に、スティムソンの「日本本土への上陸が実施されたら、100万人の犠牲者が想定された」という推定についての研究である。前述のように、バーンスタインの検証によって、この「100万人」は全く根拠のない推定であったことが明らかにされた。バーンスタインが、当時に算出されて

いた実際の推定値を明らかにして「100万人」推定を否定したのは、この「100万人」推定が原爆投下を肯定する世論の形成に一役買っていたと判断したためである。実際には実施されなかった上陸作戦の犠牲者数の割り出し自体に彼の研究目的があったわけではない。公式解釈の「前提」を切り崩すこととによって、根強くアメリカ人の中に生きる原爆正当化論を問い直すことが狙いであったと考えられる。

第三は、戦争末期のアメリカの政策決定において、原爆投下はどのような位置を占めていたのかという論点である。アルペロヴィッツは、対ソ戦略上極めて有効な影響を持つと考えられた原爆が、排他的な優先順位を持つ選択肢となったと結論付ける。それに対して、フェイスやバーンスタインらは、原爆のほかにも、天皇制を維持するというような降伏条件の緩和、封鎖や通常爆撃の強化、ソ連の参戦、などといった手段の導入が考慮されたが、戦争終結の手段としては原爆投下が最も有力視されたと分析する。

しかし、スティムソンの説明はこれらの分析と異なる。本稿の3節および4節でみたように、1945年の夏におけるアメリカの対日戦略は、多大な犠牲者が想定される上陸を回避しつつ日本の早期降伏を達成することであった。このために考えられたカードは二つ、すなわち原爆投下による衝撃とその衝撃をもたらすであろう天皇による降伏受諾であった。原爆の破壊力はソ連へのけん制ではなく、天皇および日本国内のリベラル派の改心を促す強制的な手段として認識されていたことになる。つまり、原爆投下と天皇制の活用を相互補完的に導入することがアメリカ政府の政策であったとスティムソンは断定しているのである。スティムソンのこの発想が当時のアメリカ政府の主流を成していたかどうかは検証の必要があるが、従来の研究はこの点を見逃している。

原爆と対ソ認識の問題が第四の論点となるだろう。すでに確認したように、「論文」では原爆投下がソ連に与える影響に関して明確な説明が施されていない。しかし、アメリカ政府内に当時存在したソ連への不信感は、程度の差こそあるがスティムソン自身にも存在していたことは、前述のように彼の回顧録や日記などから確認できる。さらに同様の資料から、桁外れの破壊力をもつ原爆の完成が、ポツダム会談での対ソ交渉においてアメリカ側に有利な展開をもたらすと考えていた点でも、スティムソンは他の政策決定者と大きな違いはないことが分かる<sup>26)</sup>。アルペロヴィッツが「原爆外交」的発想を、バーンスタインが「原爆投下のボーナス的効果」への期待を、ともに「論文」から読み取っているのは、このような状況を前提にしている。

しかし、スティムソンの対ソ認識をこのような単純な冷戦思考で特徴づけていいだろうか？「論文」を注意深く読むと、明記していないが明らかにソ連を念頭において論じている部分があることに気づく。たとえば、ローズヴェルトとの最後の会合（1945年3月）で、スティムソンは「原子力の管理方法（明らかに国際管理）の提示は原爆の投下前にせよ」と進言している。ソ連との合意なしでの原子力の国際管理は非現実的であるから、原爆投下前にソ連と協議を始めよとの提案と受け止めた方が自然である。また、「回顧録」では、対ソ外交への提言はさらに具体的になっており、「原爆で恐喝して相手の譲歩を求めたり、体制の変化を強要するのは間違い」（1945年9月の覚書）とまで指摘した。アルペロヴィッツの主張するアメリカ政府の「原爆外交」をスティムソン自身が批判しているのである。油断の出来ない手ごわい相手であっても、原子力政策を遂行す

る上では協力せざるを得ないのであり、それを厭えば最終的にアメリカ自身の安全保障も確保できないという認識が、スティムソンには確かにあった。

対ソ外交の側面でこれほど緻密な判断力をみせたスティムソンが、日本に対する原爆投下においては、意外なほど思慮に欠ける判断を下していたと言わざるを得ない。「論文」と「回顧録」が、上陸作戦を回避する手段として、天皇制の維持と原爆投下が選択されたと説明していたことはすでに述べた。原爆の破壊力が天皇および和平派を降伏へと導くことを期待したゆえに、原爆投下は破壊力が明確に確認できる都市部（当然民間人が居住する）に事前警告なしで投下されたと彼は説明した。戦後初期における対ソ「原爆外交」をとがめた彼が、対日投下においては、恐怖で相手を屈服させる手段を最大限利用しようとしていたことがわかる。都市部への戦略爆撃が日常的におこなわれ、戦争の形態が全面戦争化しつつあった当時の状況下では、彼のこの発想はいわば「常識」になっていたのか。しかし、彼は一方で日本のリベラルな平和勢力の存在をきちんと認識し、それらのグループが天皇の降伏受諾を支えることを期待していたのである。このようなスティムソンの思考過程における多面的な特徴に関して、従来の研究はまだ十分な検証を加えていないように考える。

以上見たように、老獪で洞察力に富む政治家であるスティムソンが打ち出した「公式解釈」は、その批判者が未だ論破し切れていない強固な論旨を備えている。原爆投下を正当化する者が全幅の信頼を寄せるスティムソンの一連の説明を吟味・再検討する意味はまだ存在すると言えらう。

#### 注

- 1) James G. Hershberg, *James B. Conant: Harvard to Hiroshima and the Making of the Nuclear Age*, New York, 1993, p. 299.
- 2) Henry L. Stimson, "The Decision to Use the Atomic Bomb," *Harper's Magazine*, 194 (February 1947), pp. 97-107.
- 3) Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War*, New York, 1947.
- 4) アメリカ連邦政府の独立行政機関。原子力開発に付随する規制業務を担当する。原子力開発部門は現在エネルギー省が担当する。両機関の前身は、原子力委員会 (AEC: Atomic Energy Commission)。
- 5) J. Samuel Walker, "The Decision to Use the Bomb: A Historiographical Update," *Hiroshima in History and Memory* (ed., by Michael J. Hogan), New York, 1996, pp. 11-37.
- 6) Barton J. Bernstein, "The Struggle over History: Defining the Hiroshima Narrative," *Judgment at the Smithsonian* (ed., by Philip Nobile), New York, 1995, pp. 127-256.
- 7) 立花誠逸「原爆投下問題の研究について——アメリカにおける研究状況と今後の課題——」『歴史学研究』459号 (1978年)。なお、この論文は、坂本義和編『日本原爆論体系』第1巻、日本図書センター、1999年、249-278ページに転載されている。
- 8) 原爆開発史に焦点を当てたもので高い評価を得ている代表的な文献は、United States Atomic Energy Commission (Richard G. Hewlett & Oscar E. Anderson Jr. eds.), *The New World: vol. 1 of A History of the United States Atomic Energy Commission, 1939-1946*, Pennsylvania, 1962.
- 9) たとえば、アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) の回顧録 (*Crusade in Europe*, 1948)、レーヒ (William Leahy) の回顧録 (*I Was There*, 1950) など。
- 10) たとえば、ピューリッツァー賞を受賞した David McCullough, *Truman*, New York, 1992 など。
- 11) スミソニアン航空宇宙博物館が戦後50年目の1995年に計画していた「原爆展」のあり方をめぐって生じた論争。博物館側は退役軍人などから強固で組織的な批判を受け、企画の大幅な修正を余儀なくされた。その

- 結果、「原爆展」は原爆投下決定の背景やその歴史的意味に全く触れることなく、広島に原爆を投下した爆撃機「エノラ・ゲイ」を展示するのみにとどまった。
- 12) 中沢志保「ヒロシマとナガサキ——原爆投下決定をめぐる諸問題の再検討——」『国際関係学研究』津田塾大学, 1997年。
  - 13) Herbert Feis, *Japan Subdued: The Atomic Bomb and the End of the War in the Pacific*, Princeton, 1961.
  - 14) 「原爆は不必要ではあっても、その使用は正当であった」とするフェイスの発想の背景には、第二次世界大戦の参戦国はすべて恐ろしい兵器を導入していたという状況があったとバーンスタインは指摘する。Bernstein, “The Struggle over History”, pp. 156-157.
  - 15) Gar Alperovitz, *Atomic Diplomacy: Hiroshima and Potsdam*, New York, 1965.
  - 16) *The Diaries of Henry L. Stimson*, New Haven: Yale University Library. なお、原爆の開発と投下決定に関係のある部分（1944年12月13日から1945年8月9日まで）の翻訳は、山極 晃, 立花誠逸編『資料マンハッタン計画』大月書店, 1993年, 517-571ページ。
  - 17) 代表的な論評は、Norman Cousins and Thomas K. Finletter, “A Beginning for Sanity,” *Saturday Review of Literature* 29 (15 June 1946).
  - 18) *The Diary Kept by the President at Potsdam*, Harry S. Truman Library. なお、1945年7月16日から30日（ポツダム会談の開催期間）の翻訳は、山極, 立花, 前掲書, 579-586ページ。
  - 19) バーンズ國務長官がトルーマン大統領に与えた影響力を強調する視点を加えている。
  - 20) Gar Alperovitz, *Atomic Diplomacy: Hiroshima and Potsdam*, rev. ed., New York, 1985.
  - 21) Barton J. Bernstein, “The Atomic Bombings Reconsidered,” *Foreign Affairs*, Vol. 74 No. 1 (January/February 1995), p. 142.
  - 22) Martin J. Sherwin, “Hiroshima and Modern Memory,” *The Nation*, Vol. 233 (October 10, 1981), p. 352.
  - 23) Harry S. Truman, *Memoirs: Year of Decisions*, Garden City, 1955, P. 417.
  - 24) Barton J. Bernstein, “A Postwar Myth: 500,000 U.S. Lives Saved,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol. 42, no. 6 (June/July 1986), pp. 38-40.
  - 25) スティムソンは、「回顧録」（637-641ページ）で、ポツダム会談においてソ連の硬直した対応に接し、ソ連との協調が簡単でないことを確認したと述べている。特に地中海など国益とは直結しない地域の権益をも主張するソ連代表の姿勢に衝撃を受けた様子で、「警察国家」の印象を強くもったと告白している。
  - 26) 本稿ではスティムソンの「論文」と「回顧録」が主な検証対象となったが、彼の原爆投下決定当時における行動と思考の多面性に関しては、今後の研究テーマとしたい。